

廃棄物熱回収施設設置者認定制度に関する検討会
第2回 議事録概要版

1. 日 時：平成22年11月22日（月）10：00～12：20
2. 場 所：全国町村会館第3会議室
3. 参加者：（委員）川本委員（座長）、高岡委員、藤吉委員、風祭委員、
白谷委員、西垣委員
環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 廣木課長、足立課長補佐、山縣課長補佐、
古谷施設整備指導係員
廃棄物対策課 工藤係長
廃棄物・リサイクル制度企画室 湯本室長補佐
事務局
(株)エックス都市研究所 西川、澤地、長谷川、鈴木、町田
(株)アーシン 吉川
(社)日本環境衛生施設工業会 角田、薄木（欠席）、長田
4. 議 事：
 - (1) 第1回検討会議事概要の確認
 - (2) アンケート調査結果について
 - (3) マニュアル素案のたたき台について
 - (4) その他
5. 配布資料：

| | |
|------|------------------------|
| 委員名簿 | |
| 資料1 | 第1回検討会議事概要 |
| 資料2 | 熱回収認定制度に関連する設備のアンケート結果 |
| 資料3 | マニュアル素案（たたき台） |

議事（1）第1回検討会議事概要の確認

○資料1 第1回検討会議事概要

産廃の場合、焼却せざるを得ない液体の廃棄物など、いろいろなカロリーを持った廃棄物が入るため、その適正処理のための投入外部燃料については配慮すべきとの指摘を議事概要に追加。

議事（2）アンケート調査結果について

○資料2 熱回収認定制度に関連する設備のアンケート結果

アンケート調査対象の選定対象は。

→平成20年、21年度の熱回収施設へのアンケートで回答得られた施設（セメント工場等を除く）と、環境省の廃棄物処理施設における温暖化対策事業の対象施設。【事務局】

議事（3）マニュアル素案のたたき台について

○資料3 マニュアル素案（たたき台）

（熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置）

入熱と出熱の差分で把握する場合（イ）は、施設の外部へ熱供給している場合に適用。施設内で入熱のみ把握している場合には、（ウ）の方法で、熱利用機器の回収効率を考慮して、熱利用量を把握する。

電力量または熱利用量を記録する方法についても、マニュアルに追記する。

（熱利用の対象について）

温室への熱供給など、冬季のみ熱利用する場合や、休炉時の立ち上げ・立ち下げに必要な化石燃料について配慮すべき。

→施行規則案では、「年間の熱回収率」としており、年間の熱回収率が10%以上を達成できそうかどうかについての解釈については、施行通知やマニュアルに書く方針。【環境省】

施設の熱利用用途別の熱利用量の内訳については、データを把握していないのか。

→4施設で把握。【事務局】

公害防止に必要なものは入れるべきという観点からは、ダイオキシン対策のために必要な脱硝用排ガス再加熱器は入れられるような柔軟な記載とするべき。

→低温触媒脱硝という代替技術があるにもかかわらず、熱利用用途として可とすると、脱硝用排ガス再加熱器を推奨すべきという誤ったメッセージになりうる。また、都道府県の裁量により異なることとなるので、否とせざるをえない。【環境省】

マニュアルでは、都道府県が明確に判断できる基準を設けてもらう必要がある。

還流利用は、熱回収率の算定式の分母にも入れるくらいであれば、そもそも熱利用の対象から外してもよいのでは。

還流利用の場合、熱回収量を分母にも入れる場合は、この投入エネルギーとしてカウントされるということによいか。

熱利用の対象ごとに、どこまで含めるとどの程度の施設が対象になるのか、目安をつかむために、整理すること。そのデータを含めて、総合的に議論する。

（投入エネルギー量について）

方法1は、熱量について、種類組成毎に計測されたものという案であるが、R P S法の対象施設では組成毎に熱量を測定しているが、完全に分けるのは困難なので、本制度では汚泥、廃プラ等各種類のピット別の廃棄物の発熱量を測ることによいのでは。

方法3のデフォルト値は安全側に高めに設定するという考え方がわからない。
→方法3は、発熱量を一切測定しない場合であり、その場合は熱回収率が低く産出されるように発熱量を高めに提示する。発熱量を測っていただく場合は、方法1に該当する。発熱量の測り方については、わかりやすいように修正する。【環境省】

(外部燃料の利用に伴い得られる熱量について)

化石燃料の利用時の熱効率として0.4は過大ではないか。R D F施設も、本当に0.2の発電効率が通年で出ているのか疑問。

→化石燃料を廃棄物焼却施設に入れても発電効率は最大でも0.2程度であることは承知しているが、化石燃料が仮に火力発電所に投入された場合と比べても、なお廃棄物熱回収量が上回ることを示すための係数であり、ご理解いただきたい。

【環境省】

外部燃料として、脱化石燃料の趣旨でR D FやR P Fを使用しているケースもあるが、そのような場合でも外部燃料として扱う必要があるのか。また、脱化石の観点であればバイオマスを投入している場合は差し引かなくてもよいのではなか。

→廃棄物以外の有価物であれば、例えR D FやR P Fであっても、外部燃料として扱うべきと考える。係数は、それぞれの熱量比等により、化石燃料と同等以下に設定している。【環境省】

汚泥など処理対象物によっては外部燃料が必要なケースもあり、配慮が必要。
→低炭素化の推進という観点からは、適正処理に必要な化石燃料であっても、化石燃料として割り切らざるを得ない。【環境省】

外部燃料の種類毎の係数は、この場では決定できない。次回、総合的に議論する。

(その他全般的事項)

市町村を対象とする循環交付金での熱回収施設の考え方と、熱回収認定制度の考え方とで、整合性をとるべきではないか。

→循環交付金では高効率熱回収施設について予算要求中であるが、現時点では未決定。熱回収認定制度とは、趣旨が異なるため、必ずしも整合性を取る必要はないと考えている。【環境省】

認定有効期間が5年間とする一方で、毎年の実績報告書で法の基準に適合しない場合は認定の取消しとなるという説明が矛盾している。

→実績報告書で熱回収率10%を割り込んでも即認定取り消しではなく、10%を達成する能力があると判断できれば取消にはならない。認定申請フロー図を分かりやすいように修正する。【環境省】

第2回検討会の議事録作成と並行して、指摘事項に対する宿題を用意し、委員に検討会前に早めに見ていただいたうえで、第3回検討会に臨む。また、第3回検討会は、予定より長めに設定したい。

以上